ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　手術　】

８９９　脳室穿破を伴う脳出血に対する穿頭脳室ドレナージ術の同日２回の算定について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

脳室穿破を伴う脳出血に対するＫ145 穿頭脳室ドレナージ術の同日２回（左右）の算定は、原則として認められる。

○　取扱いを作成した根拠等

脳出血の脳室穿破や脳室内出血の場合に、血液が流入し、モンロー孔閉鎖等が起こる可能性がある。その際、穿頭脳室ドレナージ術を両側同時に施行する場合は、出血側は血液排出目的、対側は水頭症対策であり目的及び術野が異なることから、穿頭脳室ドレナージ術の同日における両側２回の算定は妥当と考える。

以上のことから、脳室穿破を伴う脳出血に対するＫ145 穿頭脳室ドレナージ術の同日２回（左右）の算定は、原則として認められると判断した。